

条項例案の主な修正事項

- 1 P F I 事業契約が P F I 法及び基本方針に基づくものであることを明記した（事業契約書）。
- 2 選定事業者と建設企業との工事請負契約を履行保証保険の対象とする場合の規定を（注）で追加した（第六条（注））。
- 3 監視職員及び事業代理人の規定を追加した（第十条、第十一条、第十二条）。
- 4 管理者等と選定事業者の協議が整わない場合に管理者等が定めるのは当面の措置である旨を（注）で追加し、関係条項の表現を整理した（第十六条（注3）、第二十五条第四項、第四十三条第四項、第四十七条第五項）。
- 5 業務要求水準書について、選定事業者の提案による変更の規定を追加した（第十七条）。
- 6 業務要求水準書で定めた P F I 事業の内容及び P F I 施設の規模に関する事項に関する近隣住民に対する説明は、管理者等の責任とする旨を明記した（第十八条第一項）。
- 7 設計着手予定日又は工事着手予定日の変更に関する規定を追加した（第二十七条、第二十九条）。
- 8 第三者に及ぼした損害について、損害賠償額の負担に関する表現を整理した（第三十一条第一項、第四十二条）。
- 9 維持管理・運営期間中の第三者の責に帰すべき事由による P F I 施設の損害について明記した（第四十五条、第四十六条）。
- 10 違約金の充当・相殺に関する規定を追加した（第五十九条第三項、第六十三条第三項、第六十五条第五項）。
- 11 逸失利益が将来の得べかりし利益であること及びその含まれる対象条項を明記した（第六十条（注））。
- 12 不可抗力により建設期間中に解除権が行使された場合の管理者等の負担について明記した（第六十二条第二項）。
- 13 契約期間満了及び解除時の修補の請求に関する費用の負担について明記した（第六十五条第二項、第六十六条第二項）。
- 14 選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等に関する規定を追加した（第六十八条）。